

徳島県告示第百号

徳島県立渇の道の設置及び管理に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十二号）第八条第二項の規定に基づき、徳島県立渇の道の利用料金の額を次のとおり承認したので、同条第三項の規定により告示する。

令和五年三月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 利用料金の額

区分	単位	利用料金の額	
		個人	団体（二十人以上をいう。）
児童	一人一回	二六〇円	二〇〇円
生徒	一人一回	四一〇円	三三〇円
一般	一人一回	五一〇円	四一〇円

備考 「児童」とは小学校の児童及びこれに準ずる者を、「生徒」とは中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者を、「一般」とは児童及び生徒以外の者（学齢に達しない者を除く。）をいう。

二 適用開始年月日

令和五年四月一日